

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 規則

○長崎県民生委員児童委員の定数を定める条例施行規則の一部を改正する規則

所管課（室）名
福祉保健課

◎ 告示

- ・道路の供用開始
- ・一般競争入札の参加者の資格等

道路維持課
港湾課

◎ 公告

- ・大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見
- ・一般競争入札の実施
- ・土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定しようとする範囲の縦覧

経営支援課
港湾課
砂防課

◎ 公安委員会告示

- ・地域交通安全活動推進委員の辞職の承認

交通企画課

規則

長崎県民生委員・児童委員の定数を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年11月25日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県規則第49号

長崎県民生委員・児童委員の定数を定める条例施行規則の一部を改正する規則

長崎県民生委員・児童委員の定数を定める条例施行規則（平成26年長崎県規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(定数)	(定数)
第2条 条例に規定する民生委員・児童委員の定数は、次の表の左欄に掲げる市町の区域ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。	第2条 条例に規定する民生委員・児童委員の定数は、次の表の左欄に掲げる市町の区域ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。
略	略
五島市 165人	五島市 168人
略	略
小値賀町 15人	小値賀町 16人
略	略

附 則

この規則は、令和7年12月1日から施行する。

告示

長崎県告示第567号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び対馬振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和7年11月25日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 厳原豆酈美津島線	対馬市美津島町箕形字縣ノ浦92番1地先から 対馬市美津島町箕形字縣ノ浦89番1地先まで	令和7年11月25日

長崎県告示第568号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和7年11月25日

長崎県知事 大石 賢吾

1 調達する物品の種類

調達する物品の種類は、次のとおりとする。

7港第181号 長崎港コンテナヤードストラドルキャリア 1台

2 競争入札に参加することができない者

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同項第1号の規定に該当しない者である。

(2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(3) この告示の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者

(4) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

(5) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

(6) 原則として1年以上の営業実績を有しない者

3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の時期

この告示の日から令和7年12月8日までとする。

(2) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。

また、長崎県出納局物品管理室ホームページからダウンロードすることにより入手することもできる。

(3) 申請書の提出方法

申請者は、次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。

ア 法人にあっては、次の(ア)及び(イ)

(ア) 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

(イ) 前事業年度の決算報告書のうち貸借対照表及び損益計算書

イ 個人にあっては、次の(ア)、(イ)及び(ウ)

(ア) 本籍地の市区町村長の発行する身元（分）証明書

(イ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

- (イ) 前年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書
ウ 都道府県税に関し未納がないことを証する証明書
エ 消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書
オ 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し
カ 印鑑届（様式第2号）
キ 口座振替申込書（様式第3号）
ク 取扱品目明細書（様式第4号）
ケ 代理店、特約店等の契約明細書（様式第5号）
コ 物品関係の不適切な経理処理に係る誓約書（様式第9号）
サ その他知事が必要と認める書類

(4) 申請書等の作成に用いる言語

- ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

〔住所〕 〒850-8570長崎市尾上町3-1

〔名称〕 長崎県出納局物品管理室

〔電話〕 095-895-2884

〔長崎県出納局物品管理室ホームページアドレス〕 <https://treasury.pref.nagasaki.jp/>

4 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書（様式第6号）により通知（郵送）する。

5 指名停止に関する報告

競争入札参加者の資格を有する者は、国、地方公共団体、特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第8号の規定の適用を受けない法人を除く。）、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）、地方公営企業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項に規定する地方公営企業をいう。）又は長崎県の出資団体をいう。）から指名停止を受けた場合、当該指名停止の開始の日から起算して15日（15日目が長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項各号に掲げる休日（以下「休日」という。）に該当する場合は、その翌日（休日を除く。））以内に指名停止に関する報告書（様式第10号）を提出しなければならない。

6 3の(2)、3の(3)のカからコまで、4及び5に掲げる書類の様式は、長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める様式（物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係るものに限る。）とする。

7 資格の有効期間及び更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和9年9月30日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和9年7月に実施する「県が発注する物品の競争入札参加資格の更新」の申請をすること。

8 資格の取消し等

(1) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(1)又は(3)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。

(2) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。

(3) 資格取消等の通知

競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和7年11月25日

長崎県知事 大石 賢吾

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）長崎トヨペット佐世保新店
長崎県佐世保市大和町864番2 ほか

2 届出の概要

(1) 届出者の氏名又は名称及び住所

DE JIMAホールディングス株式会社 代表取締役社長 馬場 政隆
長崎県長崎市出島町12番13号

(2) 大規模小売店舗の新設

大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1,006平方メートル

3 意見書の概要

(1) 意見書を提出した者

佐世保市長 宮島 大典

(2) 意見書の内容

〔設置者、建物等の概要〕 3～5項

・事前予測結果と開店後の状況に大きな乖離が生じた場合には、再度調査・予測を実施した上で、必要な追加的対応策を講じていくこと。

〔騒音の発生に係る事項〕 14～20項

・届出書記載の騒音対策を確実に実施し、営業活動に起因した生活環境に係る苦情があった場合は、誠意を持って対応すること。

〔廃棄物に係る事項等〕 21～23項

・廃棄物の排出抑制及び減量化のため、資源回収業者に有価売却するなど、資源化に積極的に取り組むこと。

・敷地内の廃棄物保管施設においては、「産業廃棄物」、「一般廃棄物」の保管施設である旨の表示を、見えやすい位置に行うこと。

・産業廃棄物は廃棄物の種別ごとに表示を行い、仕切りを設けること。

〔街並みづくり等への配慮等〕 24～25頁

・営業活動に起因した生活環境に係る苦情があった場合は、誠意を持って対応すること。

・大規模小売店舗による地域貢献を促す観点から、地域経済団体、地方自治体及び地域消費者や生活者との意見交換、地域イベント、タウンマネジメント活動等がある場合は、できる限りの積極的な参加をするよう努めること。

・大規模小売店舗による地域貢献を促す観点から、地元商工会議所や商店会へ可能な限り加入するよう努めること。

4 関係書類の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から1月間

(2) 縦覧場所

県政情報コーナー（県庁1階県政資料閲覧エリア内）、長崎県県北振興局商工水産部商工観光課及び佐世

保市経済部商工労働課

一般競争入札の実施（公告）

物品の購入について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和7年11月25日

長崎県知事 大石 賢吾

1 一般競争入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量

7港第181号 長崎港コンテナヤードストラドルキャリア 1台

(2) 購入物品の特質等

仕様書のとおり

(3) 納入期限

令和11年3月23日

(4) 納入場所及び条件

①納入場所 長崎港小ヶ倉柳ふ頭コンテナヤード（長崎県長崎市小ヶ倉町3丁目）

②納入条件 仕様書のとおり

(5) 入札の方法

前記(1)の物品を一括して入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同項第1号の規定に該当しない者である。

(2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借り入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に基づき、物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借り入れに係る資格を得ていること。

(4) この公告の日から9の入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

(5) この公告の日から9の入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

3 入札参加資格を得るための申請の方法等

2の(3)に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望するものは、本県所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合先

(住所) 〒850-8570 長崎市尾上町3-1

(名称) 長崎県出納局物品管理室

(電話) 095-895-2884

(提出期限) 令和7年12月8日17時00分

4 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称等

(住所) 〒850-8570 長崎市尾上町3-1

(名称) 長崎県土木部港湾課

(電話) 095-894-3052

5 契約条項を示す場所

4の部局等とする。

6 入札説明書の交付方法

長崎県土木部港湾課ホームページにおいて、掲載する。

7 一般競争入札参加申請書の提出場所及び提出期限

入札参加希望者は、必ず一般競争入札参加申請書を提出すること。一般競争入札参加申請書には登録番号を必ず記載すること。

(提出場所) 長崎県土木部港湾課

(提出期限) 令和8年1月6日17時00分

8 入札書及び契約の手続において使用する言語並びに通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札の場所及び期日等

(場所) 長崎県庁行政棟1階入札室

(期日) 令和8年1月7日13時30分

開札当日が悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に4の部局に確認すること。

(郵送による場合の入札書の受領期限等)

(受領期限) 令和8年1月6日17時00分（必着）

(提出先) 長崎県土木部港湾課

(その他) 郵送による場合は一般書留郵便、簡易書留郵便又は特定記録郵便のいずれかの方法により上記受領期限内必着のこと。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もった契約希望金額の100分の5以上の入札保証金を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（契約希望金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の実績が2件以上あり、その内容を証明するもの（2件以上）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの（2件以上）を提出する場合

11 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状（委任者が長崎県へ届出済の印影があるものに限る。）の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

12 入札の無効

次に掲げる入札は無効とする。なお、次の(1)から(9)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。なお、(7)及び(14)から(18)までは、入札書の提出方法が郵送の場合に限る。

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

(2) 一般競争入札参加申請書を提出していない者が入札したとき。

(3) 入札者が法令の規定に違反したとき。

- (4) 入札者が連合して入札をしたとき。
- (5) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (6) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- (7) 入札書が所定の日時までに到達しないとき。
- (8) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (9) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (10) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (11) 入札書に入札金額又は入札者名の記名押印がない等、入札者の意思表示が確認できないとき（入札者が代表者本人である場合に印影が長崎県への届出済の印影でない場合及び入札者が代理人である場合に印影が委任状の代理人の印影でない場合を含む。）。
- (12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (13) 入札書に記載された金額が訂正されているとき。
- (14) 入札書が所定の方法以外の方法で提出されたとき。
- (15) 代理人が入札したとき。
- (16) 外封筒及び内封筒の二重封筒となっていないとき。
- (17) 内封筒の中に複数の入札書が入っているとき。
- (18) 内封筒に、入札番号又は入札物品名のいずれか若しくはその両方の記載がないとき。
- (19) 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めたとき。
- (20) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

13 落札者の決定方法

- (1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

14 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) この調達契約にかかる苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。
- (4) 本契約は、議会の議決を要するため、落札決定後は、仮契約を締結し、長崎県議会の議決を経た後、本契約を締結する。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

15 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
Straddle carrier
- (2) Delivery period:
March 23, 2029
- (3) Delivery place:
Kogakurayanagi Wharf in Nagasaki Port (Nagasaki City)
- (4) Time-limit for tender by registered mail:
5:00 p.m. January 6, 2026
- (5) Date and time for the opening of tenders:
1:30 p.m. January 7, 2026

(6) Point of Contact:

Ports & Harbors Division, Public Works Department, Nagasaki Prefectural Government.
3-1 Onoue-machi Nagasaki 850-8570 Japan
TEL. 095-894-3052

発行者

長崎市尾上町三番一号

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定しようとする範囲の縦覧（公告）

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し、必要な事項を定めた施行細則（平成16年長崎県規則第62号。以下「規則」という。）第2条の規定に基づき、法第7条第1項の土砂災害警戒区域（以下「警戒区域」という。）及び法第9条第1項の土砂災害特別警戒区域（以下「特別警戒区域」という。）として指定しようとする範囲の縦覧については、次のとおりである。

令和7年11月25日

長崎県知事 大石 賢吾

1 縦覧期間 令和7年11月25日から令和7年12月8日まで（土日祝日を除く勤務時間内）

2 縦覧場所 壱岐振興局建設部建設課

3 縦覧の対象となる町名と土砂災害の種類

(1) 壱岐市郷ノ浦町、石田町
急傾斜地の崩壊及び土石流

4 意見書の提出

(1) 警戒区域及び特別警戒区域として指定しようとする土地に対して所有権その他の権利を有する者で、指定しようとする範囲について意見があるときには、縦覧場所に備え置いている意見書用紙（規則様式第1）に記入のうえ、縦覧期間満了の日までに縦覧場所の意見箱又は下記の提出先に郵送（当日消印有効）により提出することができる。

なお、提出された意見書に氏名若しくは住所の記載がないもの若しくはこれらの記載内容に虚偽があるもの又は指定しようとする範囲とされる土地の区域以外に関する記述のあるものは無効とする。

(2) 前号の意見書を提出できる権利者であって、病気等の都合により代理人による意見書の提出を行う場合は、代理人の資格及びその理由を示す書面が必要である。

(3) 前2号により提出された意見書等で有効なものは、法第7条第3項及び第9条第3項の規定に基づき壱岐市長に意見聴取を求める際に添付する。

(4) 提出先
〒811-5133 壱岐市郷ノ浦町本村触570
壱岐振興局建設部建設課

電話直通表
(八九二五四)二二一
一一一
四一

印刷人

長崎市樺島町八番十二号

株式会社寺田クリント

公安委員会告示**長崎県公安委員会告示第35号**

長崎県地域交通安全活動推進委員及び長崎県地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則（平成17年長崎県公安委員会規則第8号）第7条の規定に基づき、地域交通安全活動推進委員の辞職を承認したので、同規則第8条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和7年11月25日

長崎県公安委員会委員長 長谷川 宏

辞職を承認した者

氏名	活動区域	辞職を承認した日
福地 一廣	浦上警察署の管轄区域	令和7年11月4日